

# Advantage Partnership Lawyers

税法  
転価格  
簡易APA

Advanced Pricing Agreement (APA)は基本的に年間の売り上げが2億ドル以上の現地法人（現法）に適応されますが、それ以外の現法には簡易APAが適法されません。簡易APAを取得するメリットはAPAよりも低価格で税務当局と3年から5年の移転価格の契約を結ぶ事が可能となります。また、税務当局との交渉時間が短縮されます。

APAを結ぶ際にはExternal Comparable（外部比較）と Internal Comparable（内部比較）の2つの方法がありますが、第三者であるSupplier又はPurchaserが存在する場合は内部比較の手段を取る事が出来、比較的簡単に原価計算を証明する事が出来ます。

しかし、多くの日系企業は関連会社とのみ取引をしている為内部比較の手段を取る事が出来ません。従って外部比較の手段を取らざる負えません。外部比較の場合は同業他社で第三者と取引のある会社を探し出す必要がある為、原価計算を証明する事は簡単では有りません。

但し、簡易APAを税務当局結ぶ際には証明度がAPAに比較して緩やかな為費用、時間的にも削減できます。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一  
アドバンテージ パートナーシップ法律事務所

(02) 9221 7555  
legal.one@advantagepartnership.net  
www.advantagepartnership.net